



気候変動枠組条約及び京都議定書等における国際交渉の行方

気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)及び京都議定書
第2回締約国会合(COP/MOP2)の成果

環境省 地球環境局 Tokuya Wada
国際対策室長 和田 篤也

2007年11月6日から同17日の日程で、気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)・京都議定書第2回締約国会合(COP/MOP2)が、ケニアのナイロビで開催された。我が国からは、環境大臣の他、外務省、経済産業省等から多くの幹部・担当官が出席した。

サハラ以南アフリカで初の開催となった今回の会合では、一昨年のカナダ(モントリオール)でのCOP11・COP/MOP1での決定に基づき開始された、京都議定書の第一約束期間後(2013年以降)の将来枠組に関する議論が行われるとともに、気候変動への適応や技術移転等の途上国支援、更にはクリーン開発メカニズム(CDM)プロジェクトの促進等につき活発な議論が行われ、一定の成果を得ることができた。特に、今回初めて議論された京都議定書第9条に基づく同議定書の見直し(議定書全般にわたるレビュー)については、その成果が各方面より注目されていたが、我が国が目指した同レビューのプロセス化について、第2回目の見直しを2008年のCOP/MOP4にて行い、それに向けた作業スケジュールが合意されたことで、我が国の基本方針である実効ある将来枠組の構築に向けた議論の具体的な道筋をつけるものだった。

[京都議定書後(2013年以降)の将来枠組]

(1) 京都議定書第9条に基づく議定書のレビュー

今回の会議では、1回目の議定書のレビューの位置づけと範囲、第2回目以降のレビューをいつどのように行うか等が中心に議論され、結論として、第2回目のレビューを2008年のCOP/MOP4で実施することを決定し、第2回目のレビューに向けた作業スケジュールとして、2007年のCOP/MOP3において、第2回目のレビューの範囲と内容につき検討をすることが合意されるとともに、今後の

レビューに基づいて適切な行動をとることが決定された。

交渉の過程では、中国、インド、サウジアラビア等の途上国が、本レビューについては、議定書条文に照らせば基本的に今回で完了し、その後は特にスケジュールを決めるべきではないとの強い主張がなされ、レビューの継続(プロセス化)が必要であるとする先進国とのスタンスの違いが鮮明になった。ただし、交渉の最終局面においては、中国以外の途上国がすべて反対しないという状況なり、中国のみが孤立するという従来の交渉では類のない状況が生じたことも特筆すべきである。

2回目のレビューについては、2008年に行われることとなるが、この年は日本がG8サミットの議長国であるとともに、2005年のG8英国サミット(グレンイーグルズ)の成果の一つである「G8気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話」の成果がサミットに報告されるタイミングでもあることから、単にレビューを行われるというだけではなく、その後の主要国における議論のモメンタムを維持又は加速する上でも極めて重要なものになる。特に、この「対話」については、次期枠組において対応が最も注目される、米国、中国、インドのいずれもが参加していることから条約・議定書外のプロセスとは言え非常に重要なものとその役割が期待される。

我が国としては、京都議定書を議長国としてまとめたことや、来年はG8議長国となることも踏まえ、次期枠組みが米国はもとより現在排出削減義務のない中国、インドなどの途上国を含む主要排出国による最大限の削減努力を促す実効ある枠組みとなるよう、積極的にリーダーシップを発揮する必要があると考えられる。